



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 公告

平成29年度和歌山県歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置の内容 (財政課) 1

公 告

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき提案した決算の認定に関する議案が否決されたため、当該議決を踏まえて次のとおり必要と認める措置を講じたので、同条第7項の規定により公表する。

平成31年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平成29年度和歌山県歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置の内容

1 平成29年度和歌山県歳入歳出決算の認定に係る議決の内容

平成29年度有田振興局発注の漁港施設整備事業において、2件の工事が未竣工であったにも関わらず、工事請負代金約5,500万円を支出していたことが判明したため、平成30年12月和歌山県議会定例会において、平成29年度和歌山県歳入歳出決算の認定に関する議案が否決された。

2 平成29年度決算に含まれている不適正支出の概要等

平成29年度有田振興局建設部発注の初島漁港（第1種漁港：有田市管理）の防波堤に関する以下の2件の工事（平成28年度繰越工事）において、未竣工であったにも関わらず工事請負代金約5,500万円が支払われるという、不適正な支出が平成29年度決算に含まれていた。

①平成28年度 漁港整備 第9号-8 初島漁港 漁港施設整備工事

- ・ 工事内容：消波ブロック及びかごマット製作並びに消波ブロック、かごマット及び浮消波堤等の据付工事
- ・ 工期：平成29年9月23日～平成30年3月20日
- ・ 請負者：株式会社中井組
- ・ 請負金額：38,614,320円 [当初]
46,301,760円 [第1回変更] (平成30年3月14日)
- ・ 施工場所：初島漁港内（有田市初島地先）
- ・ 支出済額：46,301,760円
- ・ 出来高：10,607,760円 (22.91%)
- ・ 返還額：35,694,000円 (平成30年10月25日入金)

②平成28年度 漁港整備 第9号-9 初島漁港 漁港施設整備工事

- ・ 工事内容：①の工事で使用した製作ヤードの復旧のためのアスファルト舗装工事
- ・ 工期：平成30年1月31日～平成30年3月30日
- ・ 請負者：株式会社幸輝開発
- ・ 請負金額：9,990,324円 [当初]
9,069,840円 [第1回変更] (平成30年3月28日)
- ・ 施工場所：初島漁港内（有田市初島地先）

- ・支出済額：9,069,840円
- ・出来高：未着手
- ・返還額：9,069,840円 (平成30年11月1日入金)

3 不適正支出に関する調査結果等

(1) 発覚の経緯等について

平成30年9月5日、平成30年台風第21号の被害を調査するため、有田振興局建設部職員が、初島漁港を確認したところ、据付済みであるべき消波ブロック、浮消波堤等が製作ヤードに存置されていることに気づき、その場で、同行していた部下である同振興局建設部副主査（職名等は発覚当時のもの。以下「当該職員」という。）に問いただしたところ、当該職員は監督員として携わった上記2件の工事が未竣工であったことを認めた。

この時点まで、当該工事の執行状況を把握しているのは当該職員のみであり、他の職員で現地の状況を把握している者はいなかった。

(2) 当該職員による供述について

当該職員は、不適正支出の発覚後、「平成29年10月の段階で詳細設計が完了しておらず、2①の請負者に「かごマット」等の確定数量が出るまで作業を待つよう指示しており、数量の伝達が平成29年12月頃になった。この結果、2①及び②の工事とも工期である平成30年3月の完成は困難となったが、これらの工事の予算は平成28年度の繰越予算であり、平成30年4月以降に工期を延長するためには事故繰越の手続が必要であった。しかし、事故繰越の手続は同振興局建設部内の決裁が困難と考え、書類を改ざんして完成したように見せかけて検査を受検し、その後内々に工事を続けることを考えた」旨供述している。

(3) 書類の改ざんや偽造について

当該職員により、以下のとおり書類の改ざんや偽造が行われていた。

ア 2①の工事

当該職員は、設計図書を改ざんし、別件工事で製作された「かごマット」等を工事内容として追加するなどして現地の状況に数量や図面を合致させていた。また、請負者が作成すべき工事完成図書の写真を別件工事のものを使用して偽造し、現場が完成しているように見せかけていた。

イ 2②の工事

当該職員は、現地では工事に着手していないことから、有田川河川敷にある別の舗装工事の現場を、施工場所であるように見せかけるため、設計図書の数量や図面を改ざんしたほか、工事打合簿も偽造していた。また、請負者が作成すべき完成通知書及び引渡書を、スキャナで印影を読み込みパソコン上で合成するなどの手口で偽造していた。

(4) 検査について

未竣工であるにも関わらず、以下のとおり検査が行われ、合格していた。

ア 2①の工事

平成30年3月27日に本庁検査員が当該職員及び2①の工事を担当した請負者の立会いの下で実施した。検査対象の書類は、現地に合致した形で当該職員が偽造しており、検査員は疑うことなく検査を終了した。立会いした請負者は、自分が担当した工事以外の成果品を検査しているのを見て不審に感じたが、その場で指摘することができなかった。

イ 2②の工事

平成30年3月30日に同振興局の検査員が実施したが、当該職員が2②の請負者に検査実施を連絡していなかった。このため、検査員は偽の検査場所である有田川河川敷で1時間以上待たされたが、請負者は現れず、やむなく検査員と当該職員の2名で検査を実施し、舗装は図面どおり完成していたため、その場で検査を終了した。

(5) 請負者への支払について

2件の工事とも、検査に合格したため、平成30年5月に支払が完了した。

なお、不適正支出の発覚後、2①及び②の請負者からは出来高金額を除いた請負代金が返金された。

(6) 平成30年度に入ってからからの請負者の対応について

平成30年4月以降、2①及び②の請負者とも、工事の再開について、当該職員に問合せを繰り返していた。しかし、当該職員は明確な回答をしないままであった。

(7) 当該職員が携わっていた他の工事について

当該職員が過去に携わっていた同振興局管内及び同振興局以外の工事について、今回発覚した2件以外には未竣工の事案は存在しない。

4 当該議決を踏まえて講じた措置

以下のとおり県工事等の実施における再発防止策を講じた。

(1) 現場確認と進捗管理の更なる徹底

進捗管理を徹底する必要がある工事は、振興局建設部の課長等が適宜、直接現地を確認することとし、また職員等が現場を確認した際には写真を撮影し、課長等が確認するなど、現場確認の更なる徹底を図る。また、課長等からも監督員に声をかけ、業務をサポートするなど、組織として進捗管理を行う。

(2) 監督員から不合理な指示があった場合の相談窓口の設置

監督員から契約条項等の手続を逸脱した指示などを受けた場合や、請負者からの質問に対する監督員の回答が遅い場合などに、請負者が相談する窓口を発注機関の建設部副部長（事務・技術）等と定め、共通特記仕様書に明記するとともに、ホームページや研修会等で周知する。

(3) 工事検査の厳格な実施

検査員研修などを通じて和歌山県工事検査規程の遵守を徹底し、検査に必ず請負者を立会いさせることとする。また、検査に立会いした者を記録する名簿を作成する。

さらに、和歌山県工事検査規程を見直し、全ての検査事務を検査・技術支援課に一元化するとともに、当該建設部の職員以外の職員が検査を実施する体制を確立する。

(4) 職場環境の改善

監督員が上司に相談しやすい環境を整え、日常のコミュニケーションを円滑にすることで、問題を一人で抱え込まない職場環境を構築する。

(5) コンプライアンス意識の徹底を図るための研修の実施

職場毎に今回の事案をテーマとしたグループ研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る。

5 その他

(1) 告発について

平成30年11月12日、当該職員を、虚偽の公文書を作成し行使した事実と、本来請負者が作成すべき有印私文書を偽造行使した事実をもって、有田振興局長名で湯浅警察署に告発した。

(2) 懲戒処分等について

平成30年11月16日、漁港施設整備事業に係る不適正支出に関して、以下のとおり当該職員及び関係職員の懲戒処分等を行うとともに、綱紀の厳正保持について全庁に対し通知を行った。

・懲戒処分

免職 当該職員

減給1/10 1か月 有田振興局建設部 副主査

戒告 検査・技術支援課 課長（事案発生時は同振興局建設部 部長）

・訓告又は嚴重注意 4名